

下水道管路施設巡視点検等（第1工区）業務委託
（第26-106号）

一般仕様書

令和8年6月

熊本市上下水道局維持管理部

下水道維持課

第1章 総 則

1. 業務の目的

道路法施行規則の改正（施行日令和8年4月1日）に伴い、道路占有者は、占有期間の更新時および5年に1回の頻度で、当該占有物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告することが義務付けられることとなった。

これらを踏まえ、本業務は、本市上下水道局が定める下水道管路施設整備点検マニュアル（令和8年5月策定）に準拠し、巡視業務等を実施するものである。

2. 一般仕様書の適用

本仕様書は、熊本市上下水道局維持管理部下水道維持課が委託する下水道管路施設巡視点検等（第1工区）業務委託（第26-106号）に適用する。本仕様書に定めのない事項で、総則については「上下水道業務委託共通仕様書（土木共通編）（令和7年（2025年）10月 熊本市上下水道局）」以下、「共通仕様書」という。）に基づき履行するものとする。

本業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

3. 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

4. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

6. 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7. 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

8. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、業務委託契約書及び共通仕様書に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届
- (ロ) 予定工程表
- (ハ) 管理技術者等通知書
- (ニ) 職務分担表
- (ホ) 酸素欠乏危険作業主任者届（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了証の写しを添付のこと。）
- (ヘ) 業務計画書（巡視及び点検計画書を含む）
- (ト) 業務完了通知書
- (チ) 実施工程表
- (リ) 納品書
- (ヌ) 請求書等
- (ル) その他委託者が指定するもの

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

9. 管理技術者及び技術者

受託者は、着手前に下水道管路管理主任技士または下水道管路管理専門技士（調査部門）（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）の資格を有する者を管理技術者として配置し、委託者に届け出なければならない。また、受託者は、善良な担当技術者を選定し、秩序正しい巡視及び点検を行わせ、かつ、熟練を要する巡視及び点検には、相当の経験を有する者を従事させること。

受託者は、マンホール内その他の酸素欠乏危険場所において作業を行う場合は、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 酸素欠乏危険作業については、酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者を選任し、当該作業の指揮監督を行わせること。
- (2) 当該作業に従事する者は、労働安全衛生規則第 36 条に基づく特別教育（酸素欠乏危険作業に係るもの）を受講させていること。
- (3) 前号に規定する特別教育の受講状況について、調査職員から求めがあった場合は、修了証その他の書類により確認できるようにすること。
- (4) 作業にあたっては、事前に酸素濃度及び有害ガス濃度の測定を行い、必要な換気、保護具の着用及び監視員の配置等、安全確保措置を講じること。

受託者は、業務履行にあたる管理技術者、担当技術者の配置について、その職務分担を委託者に提出しなければならない。担当技術者を定めた場合の委託者への通知については、この職務分担表で

行う。

10. 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。
- (2) 受託者は、工程表に基づく業務進捗状況を作業週報（履行状況報告）に記録し、毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）に調査職員に提出すること。なお、作業週報には計画進捗率と実施進捗率を明記し進捗状況を報告し、計画進捗率と実施進捗率が10%以上乖離した場合はフォローアップを行い、フォローアップの実施計画について書面（打合せ記録簿）で提出する。

11. 成果物の審査及び納品

- (1) 受託者は、業務完了時に委託者の検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、成果物の検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに修補を行わなければならない。
- (3) 業務の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務のかがしが発見された場合、受託者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

12. 関係官公庁等との協議

- (1) 受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。
- (2) 受託者は、契約締結後、道路において人・車両の通行に支障となる作業が想定される場合には、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

13. 現場体制

- (1) 受託者は、現場作業の実施にあたり、作業服、腕章、安全ベストを着用すること。また、上下水道局発行の身分証明書を携帯しなければならない。
- (2) 受託者は、巡視及び点検で異常を確認した場合は、遅滞なく、その内容を調査職員に報告しなければならない。また、適正な巡視及び点検、調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の技術者を配置すること。
- (3) 管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に

従事させること。

(4) 作業標示板は、道路工事現場における標示施設等の設置基準に基づき設置すること。

14. 参考資料の貸与

熊本市は業務に必要な関係資料等を所定の手続によって貸与する。

15. 参考文献等の明記

業務に文献その他資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

16. 地域住民との協調

- (1) 受託者は、巡視及び点検を実施するにあたり、必要に応じて地域住民等に巡視及び点検内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受託者は、地域住民等からの要望や交渉があった時は、遅滞なく調査職員に申し出て、対応について協議しなければならない。地域住民等に対しては、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受託者は、いかなる理由があっても、地域住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、協力者についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 協力者が前項の行為を行った時は、受託者がその責任を負うこと。

17. 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに調査職員に報告し、対応について協議するとともに、すみやかに原状復旧すること。
- (2) 受託者は、巡視及び点検にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

18. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

19. 再委託の実施

受託者は、再委託契約を行う場合は、事前に再委託届出書を提出し、委託者の承認を得る。また、協力者が履行中の履行案件一覧表を提出する。協力者を履行期間中に変更する場合も同様とする。なお、巡視及び点検、調査の実施にあたって、著しく不相当であると認められる協力者は、変更を命ずることがある。この場合は、受託者は、ただちに必要な措置を講じること。

20. ワンデーレスポンスの実施

本業務は、ワンデーレスポンスの対象である。ワンデーレスポンスとは、受託者から書面による協

議等に対して、調査職員が原則として1日以内に回答するよう対応することである。ただし、1日以内の回答が困難な場合は、受託者と協議のうえ、回答予定日を設けるなど、何らかの回答を1日以内にするものである。

ワンデーレスポンスは、「公共工事にかかるワンデーレスポンス実施の手引き」に基づき実施する。受託者は、業務履行において諸問題が発生した場合、原因を整理したうえで速やかに調査職員へ報告すること。ただし、やむを得ない緊急の場合はこれによらないものとするが、速やかに書面を作成するものとする。

21. ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。

22. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、または本仕様書に定めない事項については、委託者と受託者の協議によるものとする。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 巡視及び点検中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、巡視及び点検計画書等に明示し、受託者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受託者は、巡視及び点検に従事する者に対して、定期的に当該巡視及び点検に関する安全教育を行い、技術者の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、巡視及び点検に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠等に入入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、調査職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 下水道管渠内作業を行う場合には、「下水道維持管理指針 総論編マネジメント編-2014年版」(平成26年9月(公社)日本下水道協会)第3章第4節、「下水道管渠内作業の安全管理に関する中間報告書」(平成14年4月下水道管渠内作業の安全管理委員会)等に基づき、硫化水素中毒対策として、現地の状況を把握するとともに適切な防止措置を取ること。
- (4) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスが発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、調査職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講じること。
- (5) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導警備員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 巡視及び点検中は、常時現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 現場や技術者には、下水道管路施設巡視中または点検中、下水道管路内調査中であることを標識やゼッケン、ビブス等により明示し、夜間に作業を行う場合は十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 交通規制を行う場合は、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 巡視及び点検に伴う交通処理及び保安対策は、本特記仕様書に定めるところによるほか、関係官公署等の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を調査職員に提出すること。

5. その他

- (1) 受託者は、巡視及び点検にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、業務計画書における緊急連絡体制に従い、ただちに調査職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに委託者に届け出ること。

第3章 成 果 物

1. 成果物

- (1) 調査結果は、別添管路内調査報告書記載要領及び下水道管路施設整備点検マニュアル等により報告書を作成し、提出すること。
- (2) 受託者は、以下に示す成果物一覧（案）に示す成果物を作成するものとする。その他については、共通仕様書等に示す成果物の提出および業務の成果による。
- (3) 受託者は、成果物一式について履行完了日までに委託者に提出すること。
- (4) 成果物の提出は、作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で1部、紙媒体で1部それぞれ提出する。

表 成果物一覧（案）

種別	項目	成果物項目	部数
巡視業務 (巡視工)	報告書	巡視目的	1部
		巡視概要	
		案内図	
		巡視箇所図	
		マンホール蓋のタイプ一覧表、地点図及び写真帳	
		異常箇所概要（位置図、写真帳）	
		巡視集計表	
		巡視記録表 ※異常箇所のみ	
		まとめと考察	
		その他、調査職員の指示した図書	
	写真帳	巡視記録写真	1部
点検業務 (点検工)	報告書	点検目的	1部
		点検概要	
		案内図	
		点検箇所図	
		異常箇所概要（位置図、写真帳）	
		点検集計表	
		点検記録表 ※異常箇所のみ	
		まとめと考察	
		その他、調査職員の指示した図書	
		写真帳	

その他資料	調査、渉外関係記録一覧表	1部
	週報	
	打合せ記録簿	
	その他、調査職員の指示した図書	

第4章 参考図書

1. 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 「下水道事業の手引き」(日本水道新聞社)
- (2) 「下水道計画の手引き」(全国建設研修センター)
- (3) 「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」(日本下水道協会)
- (4) 「下水道ストックマネジメント実施に関するガイドライン」(国土交通省)
- (5) 「下水道施設計画・設計指針と解説」(日本下水道協会)
- (6) 「下水道維持管理指針」(日本下水道協会)
- (7) 「小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説」(日本下水道協会)
- (8) 「下水道施設計画・設計指針と解説」(日本下水道協会)
- (9) 「小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説」(日本下水道協会)
- (10) 「下水道施設の耐震対策指針と解説」(日本下水道協会)
- (11) 「下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)」(日本下水道協会)
- (12) 「熊本市公共下水道全体計画」(熊本市上下水道局)
- (13) 「熊本市公共下水道事業計画」(熊本市上下水道局)
- (14) 「熊本市下水道総合地震対策計画(第3期)」(熊本市上下水道局)
- (15) 「熊本市公共下水道施設耐水化計画」(熊本市上下水道局)
- (16) 「熊本市下水道管路施設ストックマネジメント計画(第3期)」(熊本市上下水道局)
- (17) 「下水道管路施設整備点検マニュアル」(熊本市上下水道局)

2. 貸与資料

委託者が受託者に貸与する資料は、次に示す事項とする。

- (1) 熊本市下水道管路施設ストックマネジメント計画(第3期)(熊本市上下水道局)
- (2) 下水道施設管路施設整備点検マニュアル(熊本市上下水道局)
- (3) 下水道管路台帳(PDFもしくはDXF形式)
- (4) マッピングデータ(SHPファイル形式)※委託者使用システム:東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)TUMSY
- (5) その他、必要と認められる資料

下水道管路施設巡視点検等（第1工区）業務委託
（第26-106号）

特記仕様書

令和8年6月

熊本市上下水道局維持管理部
下水道維持課

1. 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、「業務委託一般仕様書」の第1章の2に定める特記仕様書とし、本仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2. 業務対象範囲

巡視点検等業務の対象範囲は、以下の通りとする。

(1) 対象施設

公道上に設置された管路施設（管きよ、マンホール蓋（表面）、取付管および公道上に設置されたます蓋（表面）、マンホール）

管渠延長 L=351,207m

マンホール箇所数 11,379基

(2) 作業数量

巡視工 延長L=351,207m、マンホール箇所数 11,379基

点検工 569箇所 ※異常箇所のみ

報告書作成工（巡視工） 17,560m ※異常箇所のみ

報告書作成工（点検工） 569箇所 ※異常箇所のみ

3. 業務内容

3-1 巡視・点検業務

3-1-1 一般事項

- (1) 受託者は、巡視及び点検計画書に巡視及び点検箇所や順序等を定め、事前に調査職員と協議したうえで、巡視及び点検に着手する。
- (2) 点検にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な防護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないように十分留意すること。
- (3) 点検にあたり、仮締切を必要とする場合は、調査職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じるおそれがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受託者は、巡視及び点検にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 調査職員が事故防止上危険と判断した場合は、巡視及び点検の一時中止を命ずることがある。
- (6) 巡視及び点検にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、巡視及び点検終了の都度、洗浄・清掃すること。なお、巡視及び点検終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

3-1-2 巡視点検計画

受託者は、巡視及び点検にあたり、事前に次の事項を記載した巡視点検計画書（業務計画書を含む）を提出すること。

- 1 巡視及び点検概要
- 2 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- 3 巡視及び点検計画（カメラ装置等使用機器、巡視及び点検方法、実施工程等）
- 4 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管渠内と地上、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- 5 その他、調査職員の指示する事項

3-1-3 巡視・点検機材

巡視及び点検に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

3-1-4 調査時間

昼間作業は、通常8:00～17:00（準備・後片づけを含む）、夜間作業は、22:00～5:00（準備・後片づけを含む）を標準とするが、道路使用許可条件を厳守して実施すること。

3-1-5 巡視工

受託者は、本管および取付管が埋設された地上部（主に道路面）の状況について観察し、地表面の沈下、陥没、亀裂、段差等の有無および程度を確認し、地表面の異常の有無を把握するものとする。管路施設の大部分は地下構造物であり、地上での巡視はその項目が限られるが、面的に広範囲にわたることから、巡視点検計画書に基づき、効率的かつ計画的に実施するものとする。

受託者は、巡視により沈下、舗装の変状、蓋の異常等の異状（軽微なものを含む）を確認した箇所については、点検工を実施するものとし、必要に応じて委託者へ報告の上、対応方針を協議するものとする。また、委託者と事前に協議の上、管路台帳において管種の属性情報が不明な箇所について、必要に応じて現地で管種を確認するものとする。確認結果は、一覧表および地点図等により巡視記録として整理し、調査職員に報告する。

受託者は、様式1 巡視記録表（本管・取付管）及び様式2 巡視記録表（マンホール・ます蓋）等により記録し、位置図（1/2500）を作成の上、速やかに調査職員へ報告する。写真撮影（カラー）は、巡視年月日、場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、遠景、近景および異常箇所の詳細が判別できる構図で、1箇所当たり3枚以上を標準とする。なお、受託者は、巡視開始前に記録表を作成の上、調査職員と協議すること。

なお、巡視点検の対象施設における全てのマンホール蓋については、蓋タイプ一覧表、写真帳（マンホール全体が確認できる写真）及び地点図等により巡視記録を整理するものとする。

巡視項目とその内容を以下に示す。

- 1 地表面の状況
地表面の沈下・亀裂・陥没の有無
- 2 施設の状況
マンホール及びます蓋の据付け不良や破損、表面摩耗及び段差等、ますの損傷等
- 3 その他
異常臭気、不正使用や不法占拠、公共用水域への汚水の流出

3-1-6 点検工

受託者は、技術者がマンホールに入り、マンホール及び本管の異常の有無を確認し、写真撮影（カラー）を行う。

本管は、管口からライトで照らし、可視範囲を目視により点検する。蓋については、マンホール蓋の外観の確認、がたつき、段差の有無、表面摩耗等について、蓋裏面も含めた点検を実施する。

受託者は、別添管路内調査報告書記載要領等により記録し、位置図（1/2500）を作成の上、速やかに調査職員へ報告する。写真撮影（カラー）は、点検年月日、場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、1箇所当たり3枚以上を標準とする。なお、受託者は、調査開始前に記録表を作成の上、調査職員と協議すること。

点検項目とその内容を以下に示す。

- 1 地上部の状況
道路面の状況（亀裂・沈下・陥没・隆起の有無、周辺状況の確認等）
マンホール蓋の状況（外観の確認、がたつき・表面摩耗・段差の有無等）
- 2 マンホール内部の状況
流下及び堆積の確認（滞水の有無、流下障害物の有無、インバート形状の確認、洗堀・破損の有無、副管の閉塞・破損等）
損傷の確認（足掛金具の数確認、腐食・がたつきの有無、ブロックの破損、クラック、腐食、ずれ、側壁及び床版の破損、管口不良、不同沈下の有無等）
不明水の状況（地下水侵入の有無等）
- 3 本管内部の状況
流下及び堆積の確認（滞水の有無、流下障害物の有無、たるみ、蛇行、閉塞の有無等）
損傷の状況（破損の有無、継手不良の有無、取付け管の突き出し有無等）
- 4 その他
悪質下水の流入の有無、有毒ガス、臭気の発生の有無等

3-1-7 作業記録写真（巡視点検）

受託者は、次の各項に従って、巡視及び点検記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、巡視及び点検記録写真帳に整理し、業務完了通知書に添付して

調査職員に提出すること。

- 1 撮影は、大ブロック（管路台帳における区画単位）に対して3箇所の安全管理の状況、巡視及び点検作業の状況のほか、調査職員が指定する内容について行うこと。
- 2 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- 3 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- 4 写真は、原則としてカラー撮影とし、保存するファイルの種類は JPEG 形式とする。また、保存する解像度は 300dpi で最低画像サイズは 1600×1200、必要画素数 200 万以上を確保すること。なお、保存するデータ名は路線番号を付けて整理すること。

3-1-8 報告書作成（巡視及び点検工）

受託者は、「第3章 成果物」に示すものを作成する。

調査記録表の作成は、異常箇所のみとし、報告書作成工（巡視）は、異常箇所1か所あたりマンホール間のスパン長を標準として計上する。なお、1スパンに複数異常箇所が確認された場合は、1スパン長を計上するものとする。

業務の設計数量に増減が生じた場合（報告書作成工等）には、調査職員と協議の上、業務委託契約に基づいて設計変更の対象とする。

4. 登録のための確認のお願い作成・登録について

① 契約登録

受託者は契約時において、契約金額が100万円以上の業務について、契約時は契約後14日以内に「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた上、調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に契約登録を行わなければならない。

② 変更登録

下記のいずれかに該当する変更の場合、受託者は、変更があった日から14日以内に、変更登録を行わなければならない。

- ・契約金額の変更
- ・履行期間の変更
- ・技術者の変更

③ 完了登録

完了時、受託者は、業務の完了（業務完了通知書の提出日）後14日以内に、完了登録を行わなければならない。

④ 訂正手続き

登録した登録のための確認のお願いの内容に誤りがあった場合、受託者は、適宜、訂正手続きを行わなければならない。

⑤ 登録書（登録内容確認書）の提出

(一財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、その写しを監督職員に提出しなければならない。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りでない。

⑥ 登録費用

登録費用については、一般管理費に含まれるものとする。

様式1

巡視記録表(本管・取付管)

住所				No.			
点検日		曜日		天候:		路線番号	
図面番号	上流マンホール番号	管種・管径		人孔間延長		下流マンホール番号	
			mm		m		
調査項目	調査内容	調査結果					
地表面の状況	①亀裂	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	異常有の場合: 管上部 <input type="checkbox"/>			
	②沈下	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	異常有の場合: 管上部 <input type="checkbox"/>			
	③陥没	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	異常有の場合: 管上部 <input type="checkbox"/>			
その他	④異状臭気	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
	⑤公共用水域への汚水の流出	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
	⑥不正使用、不法占拠	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
(全景写真)		(状況写真)					
(状況写真)		(状況写真)					
対応の必要性						緊急措置対応	
対応①: 直ちに必要な応急措置を実施し、道路管理者へ報告する。							
対応②: マンホール・ますの蓋を開閉し、管口カメラ調査により内部を確認する。							
対応③: 管口カメラ調査により、本管に異常が確認された場合は、テレビカメラ調査を実施する。							
対応④: 不正使用者、不法占拠者を確認し、必要な対策を講じる。							

巡視記録表(マンホール・ます蓋)

住所				No.			
点検日		曜日		天候		上流蓋タイプ	
図面番号		上流マンホール番号		管種・管径		人孔間延長	
				mm		m	
下流マンホール番号							
調査項目		調査内容		調査結果			
状態把握	性能劣化	①外観 (ふたおよび受枠の破損・クラック)		有	無	異常有の場合：要改築 <input type="checkbox"/>	
		②がたつき		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	異常有の場合：要改築 <input type="checkbox"/>	
		③表面摩耗(模様高さH \leq 2mm)		有	無	異常有の場合：要改築 <input type="checkbox"/>	
		④ふた・受け		急勾配受け沈みH \geq 2mm	有	無	異常有の場合：要改築 <input type="checkbox"/>
	枠間の段差		上記以外H \geq 10mm	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	機能不足	⑤耐荷重種別、浮上・飛散防止、 転落・落下防止機能		有	無	異常有の場合：要改築 <input type="checkbox"/>	
	周辺舗装	⑥周辺舗装の損傷		有	無	異常有の場合：要改築 <input type="checkbox"/>	
		⑦ふた・周辺舗装の段差 段差H \geq 20mm		有	無	異常有の場合：要改築 <input type="checkbox"/>	
取付ますの損傷など				有	無	異常有の場合：要改築 <input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
(全景写真)				(状況写真)			
(状況写真)				(状況写真)			
対応の必要性						緊急措置対応	
対応①:位置図を作成し、緊急に蓋の取替を行う。							
対応②:位置図を作成し、計画的に蓋の取替を実施する。							
対応③:直ちに必要な応急措置を実施し、改築時期を適切に判断する							

※判定基準の数値は参考値として記載